明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令（**国土交通**八八）　一

〔告　示〕

○適格消費者団体を公示する件（**消費者庁**九）　二
○日本国に帰化を許可する件（**法務**四〇八）　三
○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（**農林水産**二七一八）　五
○保安林の指定をする件（**同**二七一九～二七二九）　六
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を改正する件（**経済産業**二四六）　八
○国土交通大臣が講習の実施機関を認定する件（**国土交通**一三三〇～一三四〇）　九
○国土交通大臣が適性診断の実施機関を認定する件（**同**一三四一～一三四六）　一〇
○高速自動車国道に関する件（**同**一三四七）　一〇
○認定測定者が器差の測定に用いるべき測定器等の性能の基準を定める告示の一部を改正する件（**気象庁**八）　一〇
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用、追加提供及び新規提供が決定された件（**防衛**二五七）　一〇

〔人事異動〕

法務省　海上保安庁　会計検査院　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁　財団、金融商品取引業者営業保証金取戻し、平成二十九年度那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書の縦覧関係　一〇

裁判所　相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係　一二

会社その他　二九

省令

○国土交通省令第八十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）第十一条の七の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月十四日　国土交通大臣　石井　啓一

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則の一部を改正する省令

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶） **第一条の二の十九**　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一・二　（略） 三　令第十一条の七の表第一号上欄に掲げる海域に隣接する造船所その他これに類する場所（以下この号において「造船所等」という。）において、新たに建造された船舶又は改造し、修理し、若しくは整備する船舶のうち、当該海域に入域し、若しくは当該海域から出域する船舶又は当該海域において試運転を行う船舶であって、当該海域を航行する間、次に掲げる要件を満たすもの イ　途中において寄港することなく、通常必要な航行を行うこと。 ロ　貨物の船積み又は陸揚げを行わないこと。 ハ　当該造船所等の所在する国の政府が航路を定めている場合にあっては、当該航路をこれに沿って航行すること。	（令第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶） **第一条の二の十九**　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号。以下「令」という。）第十一条の七の表第一号イの国土交通省令で定める船舶は、次に掲げる船舶とする。 一・二　（略） （新設）

附　則

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。